

メビウス従業員のみなさまへ

株式会社メビウス

○労働者代表選出について

日々の業務、大変お疲れ様です。

労働基準法により会社が就業規則を作成・変更する時や会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要です。その手続きにおいて事業場毎の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た当該事業場の労働者代表を決定しなければなりません。労働者代表の役割は、その事業場の全労働者の意見を代表して会社側との各種労使協定等の取り決めや手続きにあたります。弊社は主に以下について行います。

1. 時間外労働・休日労働に関する労使協定(三六協定)
2. 育児休業・介護休業等の適用除外に関する労使協定
3. 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給申請に関する労使協定
4. 同一労働同一賃金に関する労使協定
5. 賃金の一部控除に関する労使協定
6. フレックスタイム制に関する労使協定
7. 事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する労使協定
8. 変形労働時間制に関する労使協定
9. 就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
10. 労働者派遣法により事業所単位の期間制限を延長する際の意見聴取
11. その他法令等により定められたもの

この度、メビウスの労働者代表候補者に矢崎良が立候補しましたのでお知らせします。異議のある方は令和3年2月28日までに、メビウス本社事務所まで、他の候補者を推薦(自薦でもOKです)して下さい。期日までに異議申出(他の候補者の推薦申し出を含みません)がない場合は、立候補者の矢崎良が従業員代表として信任されることとなります。

労働者代表の任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日に新代表者が決定する迄となります。

以 上